

建設発生土搬入の手引

令和2年4月

公益財団法人 大阪府都市整備推進センター
阪南事業所

〔建設発生土の搬入に関する料金表〕

公益財団法人 大阪府都市整備推進センター
阪南事業所

(令和2年4月1日現在)

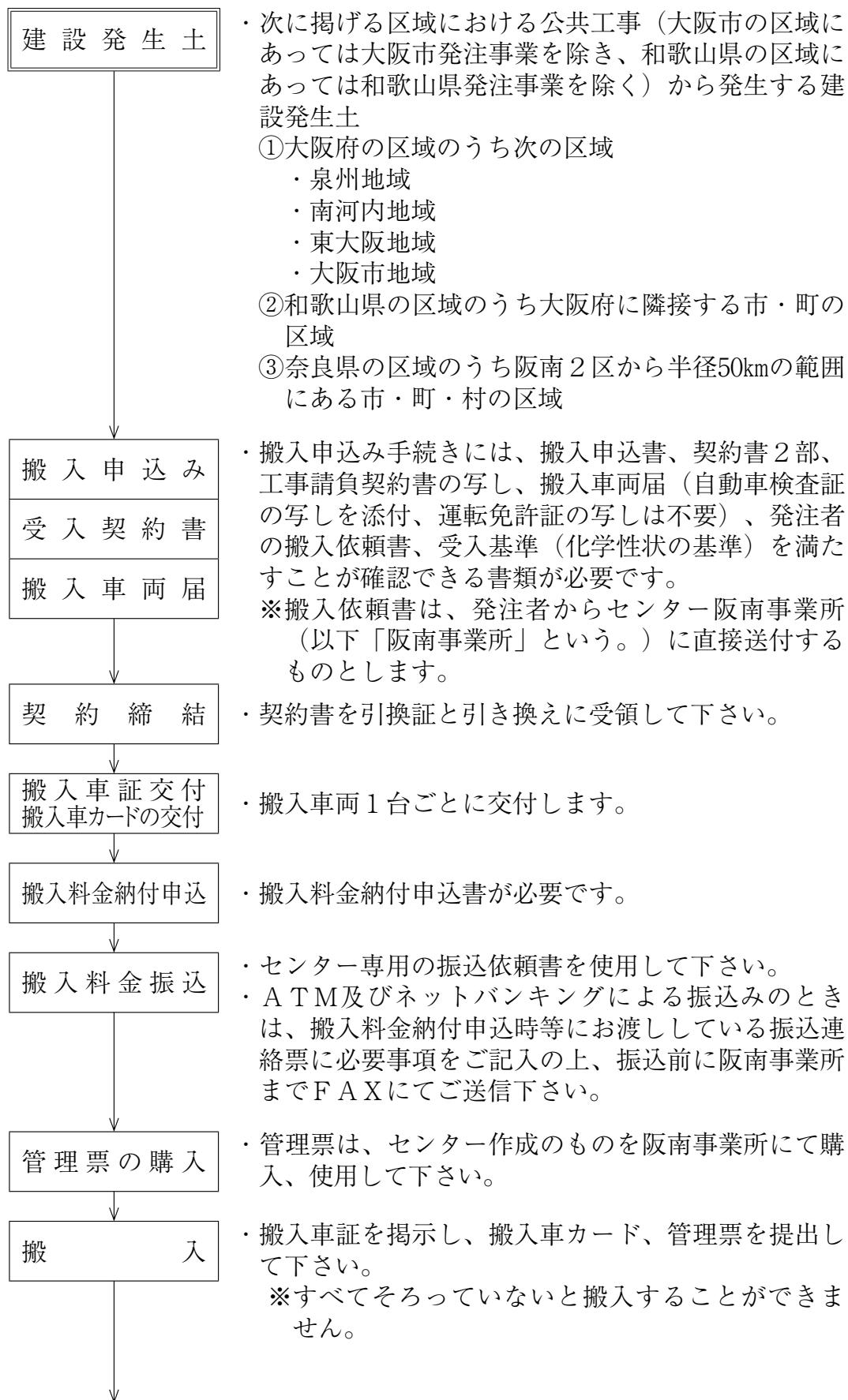
1 建設発生土搬入	・ 搬入単価 1,000円/トン ・ 消費税等 100円/トン (合計) 1,100円/トン
2 管理票 (建設発生土搬入用)	・ 1セット (10部入り) 210円 (消費税等を含む。)

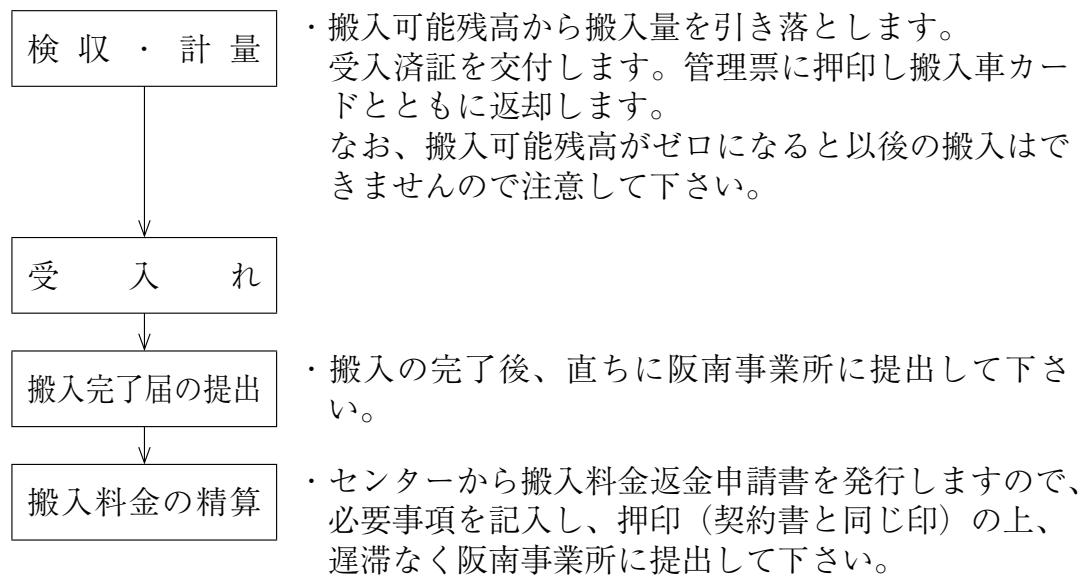
(注) 消費税等の金額の税率は10パーセントです。

目 次

建設発生土搬入申込みから搬入完了までのフロー	1～2
I 建設発生土の受入について	3
1. 搬入場所	3
2. 受入対象者及び受入対象物	3
3. 受入時間、受入休業日、業務停止等	3～4
II 受入契約について	4
1. 受入契約の締結	4
2. 契約申込の受付場所及び受付時間	4
3. 契約に必要な書類	5
4. 契約内容の変更	6
III 建設発生土の搬入について	6
1. 搬入料金の前納	6～7
2. 搬入車カード及び搬入車証の取扱い	7
3. 建設発生土管理票の取扱い	7
4. 建設発生土の搬入	7～8
5. 建設発生土の計量	8
6. 搬入料金不足分の料金の納入	8
7. 建設発生土の搬入状況等の把握	9
8. 建設発生土搬入完了届の提出	9
9. 未搬入相当額の返金	9
IV そ の 他	9
搬入に当たっては次のことにご留意下さい	9
発注者の方へ	10
受入基準（化学性状の基準）を満たすことの確認フロー	11

建設発生土搬入申込みから搬入完了までのフロー





公益財団法人大阪府都市整備推進センター（以下「センター」という。）は、大阪府内（北大阪地域を除く）及び和歌山県内と奈良県内的一部区域における公共工事（大阪市の区域にあっては大阪市発注事業を除き、和歌山県の区域にあっては和歌山県発注事業を除く。）において生じた建設発生土の受入れを行っています。当センター阪南事業所へ建設発生土を搬入されたい方は、この手引に従って手続をとって下さい。

I 建設発生土の受入について

1. 搬入場所

公益財団法人 大阪府都市整備推進センター 阪南事業所
〒596-0016 岸和田市岸之浦町9番地
電話番号 072(431)1793 FAX 072(431)1783

2. 受入対象者及び受入対象物

(1) 受入対象者

次に掲げる区域における公共工事（大阪市の区域にあっては大阪市発注事業を除き、和歌山県の区域にあっては和歌山県発注事業を除く）を受注した事業者に限ります。

①大阪府の区域のうち次の区域

- ・泉州地域
- ・南河内地域
- ・東大阪地域
- ・大阪市地域

②和歌山県の区域のうち大阪府に隣接する市・町の区域

③奈良県の区域のうち阪南2区から半径50kmの範囲にある市・町・村の区域

(2) 受入対象物

別紙のとおり当センターが定める建設発生土受入基準（以下「受入基準」という。）に適合する建設発生土（シールド工事にあっては、掘削工事から排出される時点で水と分離された土砂をいう。）に限ります。

3. 受入時間、受入休業日、業務停止等

(1) 受入時間（検収所受付時間）

午前9時から午後4時30分までとします。

(2) 搬入車両入口の閉鎖時刻

①午後4時25分に入口を閉鎖します（以後は入場できません）。

②入場後は速やかに検収を受けて下さい（検収所は午後4時30分で受付終了）。

③到着遅延等の連絡を受けても閉鎖時刻は変更できません（定刻どおり閉鎖）。

(3) 受入休業日

土曜日、日曜日、国民の祝日にに関する法律に定める休日、8月13日から8月15日まで及び12月29日から翌年の1月4日までを受入休業日とします。

(4) 受入業務の停止等

①岸和田市を含む地域に暴風、高潮、暴風雪の特別警報又は警報、大津波警報、津波警報のいずれかが発令された場合は、業務を停止します。また、地震、大雨、濃霧、雷等の状況によっても業務を停止することがあります。

※気象等警報発令時の受入業務の対応は、次表に掲げるとおりです。

ケース	I	II	III
発令等の内容	特別警報 (暴風、暴風雪、高潮) 警報 (暴風、高潮、津波)	大津波警報	地震、大雨、濃霧、雷等により業務に支障がある場合
発令等の地域	岸和田市を含む地域	大阪府	岸和田市又は阪南事業所
業務の対応	業務停止	業務停止	安全が確認できるまで業務停止
業務の再開	警報等解除後に安全を確認した後		停止事象解消後に安全を確認した後

②その他、建設発生土の受入れに支障が生じた場合は、一時的に受入れの制限等を行うことがあります。

③上記の場合、業務の状況をセンターのホームページに表示するとともに、センターと建設発生土受入契約を締結している者（以下「契約者」という。）にFAXで通知します。ただし、緊急時等の場合は、この限りではありません。

II 受入契約について

1. 受入契約の締結

建設発生土を当センターの搬入場所に搬入しようとする場合には、あらかじめ受入対象者が建設発生土受入契約の申込みを行い、当センターの審査を受けた後に建設発生土受入契約を締結することが必要です。審査及び受入契約の締結には数日かかりますのでご注意下さい。

なお、搬入期間が複数年度にまたがる契約もできます。

2. 契約申込の受付場所及び受付時間

契約申込の受付は、当センター阪南事業所で行います。契約書の引換証をお渡ししますので、後日この引換証を持参の上、契約書を受領して下さい。なお、受領する際に受取人の受領印を引換証に押印して下さい。

[契約申込の受付場所]

公益財団法人 大阪府都市整備推進センター 阪南事業所

[受付時間]

原則として営業日の 午前：午前9時から正午まで

午後：午後1時から午後4時まで

3. 契約に必要な書類

- | | |
|--------------|-----|
| ① 建設発生土搬入申込書 | 1 部 |
| ② 建設発生土受入契約書 | 2 部 |
| ③ 工事請負契約書の写し | 1 部 |
| ④ 発注者の搬入依頼書 | 1 部 |

発生場所の付近見取図を添付の上、発注者より直接当センター阪南事業所に送付してもらって下さい。

- | | |
|------------------|-----|
| ⑤ 搬入車両届 | 1 部 |
| ⑥ 搬入車両の自動車検査証の写し | 1 部 |

使用する車両すべての自動車検査証の写しを添付して下さい。

なお、運転免許証の写しは必要ありません。

- ⑦ 受入基準（化学性状の基準）を満たすことが確認できる書類

⑦-1 次の種類の工事から発生する建設発生土

建設発生土受入基準の化学的な性状に関する項目についての分析結果表（原本）及び試料採取場所の位置図の提出が必要です。また、分析結果の有効期間は分析日から1年間を原則とします。なお、分析頻度等について不明な点があれば、当センター阪南事業所（以下「阪南事業所」という。）に問い合わせて下さい。

○工事の場所が次のいずれかである工事

- 工場敷地又は跡地
- 廃棄物処理施設の敷地又は跡地
- 河川敷及び河川内、ため池、水路等

○1件の工事（1発生地）で建設発生土が900m³（約1,620トン）以上発生する場合（ただし、山地の掘削等未利用地に係る工事については別途協議とする。）

○その他、当センターが必要と認める場合

⑦-2 ⑦-1に掲げる種類の工事以外の工事から発生する建設発生土

次のどちらかの書類の提出が必要です。

- 工事を行う土地について、受入基準の化学的な性状に関する項目による汚染のおそれがないことが確認できる土地の利用状況等調査結果報告書（発注者が作成）
- 受入基準の化学的な性状に関する項目についての分析結果表（原本）及び試料採取場所の位置図

受入基準（化学性状の基準）を満たすことを確認する方法については、11ページのフローを参照して下さい。

4. 契約内容の変更

(1) 契約量の変更

建設発生土の契約量を変更する場合は、あらかじめ変更申請書により契約量の変更を申請し、当センターの承認を受けて下さい。なお、変更申請書には工事発注者からの変更内容を確認できる書類等を添付するか、あるいは変更申請書の工事発注者確認欄に工事担当者の職氏名を記入・押印したものを阪南事業所に提出して下さい。（変更後の契約量が契約時設計数量の1.2倍以内なら書類及び発注者確認欄の記名・押印は不要）

(2) 搬入期間の変更

建設発生土の搬入期間を変更する場合は、あらかじめ変更申請書により搬入期間の変更を申請し、当センターの承認を受けて下さい。なお、変更申請書には工事発注者からの変更内容を確認できる書類等を添付するか、あるいは変更申請書の工事発注者確認欄に工事担当者の職氏名を記入・押印したものを阪南事業所に提出して下さい。

(3) 契約者の住所、名称、代表者の変更

契約者の住所、名称、代表者を変更した場合は、直ちに変更届出書を阪南事業所に提出して下さい。

(4) 契約者の印鑑の変更

契約者の印鑑を変更した場合は、直ちに印鑑変更届出書を阪南事業所に提出して下さい。

III 建設発生土の搬入について

1. 搬入料金の前納

- (1) 建設発生土を搬入するまでに、搬入料金を前納していただく必要があります。
- (2) 受入契約を締結した契約者が自ら建設発生土搬入料金納付申込書（以下「申込書」という。）により申込んで下さい。建設発生土の契約量を分割して申込むことができます。なお、申込書には契約時の印鑑を必ず押印して下さい。
- (3) 申込書には申込トン数、1トン当たりの搬入単価により計算した搬入料金（消費税を含む。）を記載して下さい。

[申込書の受付場所]

公益財団法人 大阪府都市整備推進センター 阪南事業所

- (4) 契約者は、申込書を提出した後に、契約締結を確認の上、申込書と同額の搬入料金を当センター専用の振込依頼書により、過不足なく契約者名義で銀行振込みにより前納して下さい。なお、この振込手数料は振込人の負担となります。

- (5) ATM及びネットバンキングにより振込むときは、搬入料金納付申込時等にお渡ししている振込連絡票に必要事項をご記入の上、振込前に阪南事業所までFAXにて送付して下さい。
- (6) 前納された申込トン数分の搬入は、センターが振込を確認してから可能となります（振込が確認できましたら契約者に連絡します）。なお、領収証は阪南事業所での交付、又は郵送によりお渡しします。
- (7) 搬入期間が複数年度にまたがる場合、年度終了後の搬入料金の残高は翌年度に繰り越します。
- (8) 1事業あたり20万m³を超える建設発生土搬入の工事については、別途割引料金になりますので、事前に協議して下さい。

2. 搬入車カード及び搬入車証の取扱い

- (1) 建設発生土受入契約の締結後、搬入車両届及び搬入車両の自動車検査証の写しに基づき搬入車カード及び搬入車証を交付しますので、使用する車両はすべて搬入車両届によりあらかじめ登録して下さい。なお、積載物が土砂等以外のものと制限された車両は登録できません。
- (2) 搬入の際は搬入車証を掲示し、阪南事業所の検収所（以下「ブース」という。）で搬入車カードを提出して下さい。
- (3) 搬入車カード及び搬入車証を改変した場合は、無効とします。なお、再交付等を希望するときは、搬入車両の自動車検査証の写しを添えて阪南事業所に申し出て下さい。
- (4) 搬入車両を追加する場合、又は既に届け出た車両の内容に変更がある場合は、搬入車両届に搬入車両の自動車検査証の写しを添えて阪南事業所に提出し、搬入車カード及び搬入車証を受領して下さい。
- (5) 搬入期間が複数年度にまたがる契約を締結したときは、各年度ごとに搬入車カード及び搬入車証を発行します。
- (6) 各年度の搬入車カード及び搬入車証の有効期間は、券面に記載の搬入期間内とし、搬入期間が次年度にまたがる場合は、当年度内限りとします。

3. 建設発生土管理票の取扱い

建設発生土が適正に運搬・処分されていることを把握するために建設発生土管理票（以下「管理票」という。）の提出をお願いしています。

契約者は、あらかじめ当センターが作成した管理票を阪南事業所で購入した上で、建設発生土の搬入時に搬入車両1台ごとにブースに提出して下さい。

なお、管理票は、契約者が自ら必要事項を記入して下さい。

4. 建設発生土の搬入

- (1) 建設発生土の搬入は、搬入車カード及び搬入車証を携帯した登録済の車両で行って下さい。車両番号と搬入車カード及び搬入車証が一致しないとき、無効の搬入車カード及び搬入車証を使用しようとしたとき、又は搬入車カード及び

搬入車証不携帯のときは搬入できません。

また、契約者は、搬入車両1台ごとに管理票を交付し、搬入時に必ず所持させて下さい。管理票がない場合は搬入できません。

- (2) 当センターが運搬経路、搬入日時等を指定したときは、これに従って搬入して下さい。
- (3) 搬入する際には、積載制限量を守るとともに、その途上において、シートを被せる等積載物が飛散、流出又は落下しないよう十分な措置を講じ、道路交通法を始めとする諸法令を遵守して下さい。
- (4) ブースへ到着したときは、荷台のシート等を自ら取り除き、搬入車証を前面窓部に掲示するとともに、搬入車カード及び管理票を提出して検収員の検収を受け、トラックスケールで計量して下さい。検収員が自動車検査証等必要な書類の提示を求めたときにはこれに応じて下さい。
- (5) 草木の混入しているものや流動性のあるもの（標準仕様ダンプトラックに山積みができない、また、その上を人が歩けない状態のもの）など、建設発生土受入基準を満たさないものは受け入れできません
- (6) 検収所又は搬入場所において、検収員が受け入れを不適当と認め、持ち帰りを指示した場合は、搬入者において持ち帰り又は撤去して下さい。
- (7) 検収後は、現場検収員の指示のもとに建設発生土を搬入して下さい。

5. 建設発生土の計量

- (1) 搬入量は、ブースでトラックスケールにより計量した車両総重量から風袋重量を差し引いた重量とし、100kg未満は切り捨てて計算します。
ただし、搬入量が100kgに満たないときは100kgとします。
- (2) 風袋重量は、原則として自動車検査証に記載された車両重量をもって搬入車両ごとに登録します。この登録は搬入車両届により行います。
なお、実際の車両重量が自動車検査証の車両重量と異なる場合は、計量証明登録事業者（都道府県に登録されています。）が発行する計量証明書原本の添付がある場合に限り、あらかじめ申し出により、自動車検査証の車両重量に替えてその車両重量を風袋重量として登録することができます。

6. 搬入料金不足分の料金の納入

ブースで計量時に、搬入可能残高が不足しているときは受け入れませんので、阪南事業所の窓口にて不足分の搬入料金（以下「不足料金」という。）を現金で納入してから搬入して下さい。納入時に不足分の領収証を交付しますので、これを受領して下さい。

なお、搬入可能残高がゼロになると以後の搬入はできませんのでご注意下さい。

〈不足料金納入受付時間〉

営業日の午前9時から午後4時30分まで

7. 建設発生土の搬入状況等の把握

契約者は、ブースで受領した受入済証、通告書、注意書を直ちに確認し、必要な改善を行うとともに、受入済証及び当センターから送付した管理票により建設発生土の搬入状況を常に的確に把握して下さい。なお、受入済証等は再発行できませんので、大切に保管して下さい。

8. 建設発生土搬入完了届の提出

建設発生土搬入終了後、直ちに所定の建設発生土搬入完了届を阪南事業所に提出して下さい。

9. 未搬入相当額の返金

- (1) 搬入料金の残金については、建設発生土搬入完了届を提出後、当センターから搬入料金返金申請書を発行しますので、返金申請書に必要事項を記入、押印（契約と同じ印）の上、遅滞なく阪南事業所に申請して下さい。
- (2) 返金申請書による返金申請の期限は、搬入期間が満了した年度の翌年度の10月末日です。
- (3) 返金申請書の提出があったときは、当センターの定める期日に契約者の指定する銀行口座に直接返金いたします。なお、返金申請者は、契約者に限ります。

IV そ の 他

搬入に当たっては次のことにご留意下さい。

- (1) 搬入時の当センターからの指示については、誠意をもってこれに従って下さい。
- (2) 搬入した建設発生土について、検体を採取する場合があります。また、受入基準に適合しないと当センターが認めた場合及び当該建設発生土に起因する事故又は弊害が発生した場合には、契約者は、当該建設発生土の撤去等必要な措置を講じなければなりません。
- (3) 申込書、搬入車カード、搬入車証、管理票、受入済証に虚偽又は不正が発見されたときは、その時点以後の受入れを停止する場合があります。
- (4) 建設発生土受入契約書、建設発生土搬入要領に違反した場合、以後の搬入は認められません。
- (5) 登録された風袋重量と実際の車両重量に差異があると判明した場合、料金を追徴することがあります。

契約締結後、必要となる申請書類は、公益財団法人大阪府都市整備推進センターホームページからダウンロードできます。

<http://www.toshiseibi.org/>

発注者の方へ

契約時に必要な建設発生土の搬入依頼書及び土地の利用状況等調査結果報告書については、事前に阪南事業所まで直接送付して下さい。

建設発生土の搬入にあたっては、諸法令及び当センターの受入基準の遵守について十分元請業者を指導して下さい。また、計画的に搬入できるよう元請業者を指導して下さい。

分析結果表を提出する工事については、受入基準の試験項目、試験方法をご確認の上、分析試料の採取の際に立会っていただくなど適正な分析が行えるよう元請業者を指導して下さい。また、必要に応じて当センターホームページの「土壤分析の実施方法」、「受入基準の運用」等もご覧下さい。

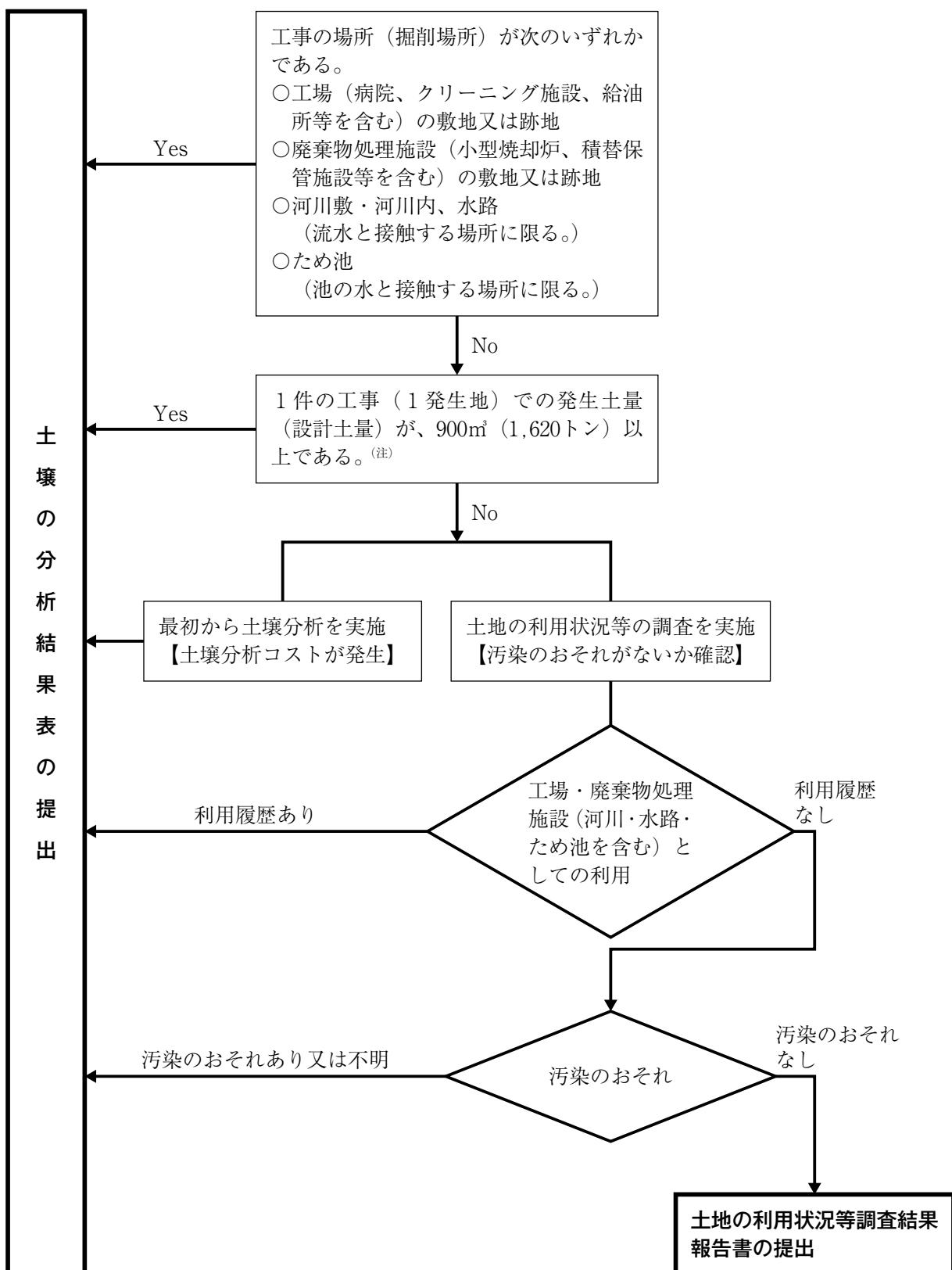
契約量、搬入期間を変更する場合は、発注者からの変更に係る書類を必要としますので、ご協力をお願いいたします。

<搬入依頼書及び土地の利用状況等調査結果報告書の送付先>

FAX : 072-431-1783

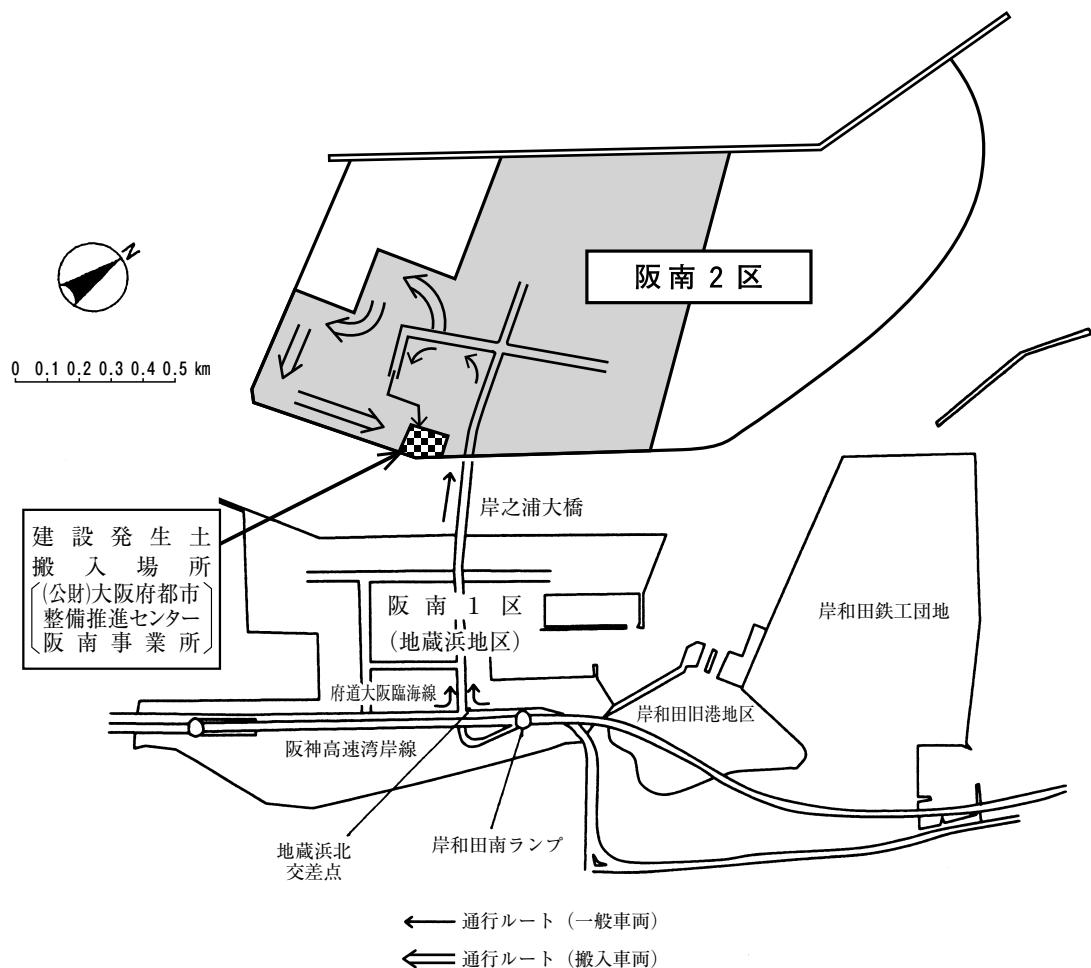
E-mail : hannan29daihyou@toshiseibi.org

受入基準（化学性状の基準）を満たすことの確認フロー



(注) 設計土量が900m³未満であっても、設計変更等に伴い土量が900m³以上となる場合には、累積搬入量（単位体積重量1.8 t / m³として搬入トン数から換算）が900m³以上となる時点までに分析結果表を提出することが必要となります。

位 置 図



しない、させない 過 積 載

守ろう安全走行

「自動車NOx・PM法」
車種規制適合車の使用を
(平成21年1月から義務付けられています)

公益財団法人 大阪府都市整備推進センター

阪南事業所

〒596-0016 岸和田市岸之浦町9番地

電話番号 072-431-1793

F A X 072-431-1783

<http://www.toshiseibi.org/>